

奈良県告示第三十三号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）第十二条の規定により、農用地の土壌及び農作物の特定有害物質による汚染の状況を調査測定した結果は、次のとおりである。

平成二十九年四月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

平成二十八年度土壌汚染防止対策概況調査

銅		ウムの			カドミウムの		特定有害物質の種類		
普通畑	水田	樹園地	普通畑	水田	濃度（ppm）	地点数	作物	濃度（ppm）	点数
〇・四〇二・九	三 三・一〇五・	〇・〇〇〇・一	〇・〇〇〇・一	〇・〇〇〇・一		十三	玄米	〇・〇〇〇・〇・	十三
五	十三	四	五	十三	玄米	〇六	ねぎ、いちご、びーまん、ほうれんそう、だいこん	〇・〇〇〇・〇・	五
ねぎ、いち	玄米	かき、なし、もも、うんしゅうみかん		ねぎ、いちご、びーまん、ほうれんそう、だいこん	濃度（ppm）	地点数	作物	濃度（ppm）	点数
〇・二三〇・	一・〇三〇・ 七二	〇・〇〇〇・	〇・〇〇〇・	〇・〇〇〇・	〇六	十三	ねぎ、いちご、びーまん、ほうれんそう、だいこん	〇・〇〇〇・〇・	五
五	十三	四	五	十三	濃度（ppm）	地点数	作物	濃度（ppm）	点数

		ヒ素			
樹園地	普通畑	水田	樹園地		
○・四〇三・一	○・一〇・四	○・一〇・三	九・〇〇三十一 ・九		
四	五	十三	四		
かき、なし、 もも、うん しゅうみか ん	ねぎ、いち ご、ピーま ん、ほうれ んそう、だ いこん	玄米	かき、なし、 もも、うん しゅうみか ん	いこん んそう、だ ん、ほうれ ん、ピーま ご、	九七
○・〇〇〇・〇	○・〇〇〇・〇	四七 ○・〇〇〇・	八九 ○・四〇〇・一		
四	五	十三	四		

備考 調査測定は、県下の農用地のうち水田十三地点、普通畑五地点及び樹園地四地点を対象とした。